

神奈川県立のふれあいの村の指定管理者募集に係る質問と回答
(5月23日受付分)

令和7年5月29日回答

	質問	回答
1	リネン代について実費徴収ということで、想定収支に含まれていないとのことでしたが提出させていただく収支計画書にも収入・支出とも記載不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
2	薪の費用について実費徴収ということで、想定収支に含まれていないとのことでしたが提出させていただく収支計画書にも収入・支出とも記載不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
3	職員の賃金は提案によるということで、承知いたしました。行政によっては公契約条例によって最低賃金より高い最低基準を設けていることもあるのですが、当施設では神奈川県の最低賃金を下回らなければ審査基準としても問題ない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
4	指定管理者が持ち込んでいる備品につきまして、指定管理者が変更となる場合は全て撤去されるという認識でよろしいでしょうか。 また、指定管理料では購入されていない(支払されていない)備品という認識でお間違いないでしょうか。 また、撤去されるのであれば、新指定管理者が同様の備品を用意した場合は指定管理者が持ち込んだものとなり指定管理期間終了後には撤去しても良いものでしょうか。	原則としてお見込みのとおり。 なお、新指定管理者に係る備品の取扱いについては、指定管理業務開始にあわせ締結する基本協定において定めることとしています。

5	利用料金の想定収支は条例改正後の上限額で積算されているとのことですが条例改正は2026年4月1日より前に行われる予定でしょうか。	改正条例は令和7年3月25日に神奈川県公報号外第19号で公布されており、令和8年4月1日から施行されます。
6	修繕費について修繕項目名並びにそれにかかった費用をご教授ください。	提案に係る部分のため開示できません。